

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

## 建設・企業常任委員会附属資料

(令和4年6月24日付託分)

県土整備局

## 目 次

ページ

1	収入証紙に関する条例【県土整備局関係】 新旧対照表	1
2	神奈川県手数料条例【県土整備局関係】 新旧対照表	2
3	神奈川県道路公社定款 新旧対照表	6

1 収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）【県土整備局関係】新旧対照表

改 正		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 （略）		1 （略）	
2 手数料		2 手数料	
名称	根拠規定	名称	根拠規定
1～20 （略）		1～20 （略）	
21 （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等認定申請手数料</u> <u>登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画等の認定申請 手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等変更認定申請 手数料</u> <u>変更部分についての 登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画等の変更認定 申請手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画等の認定を受け た地位の承継承認申 請手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条	21 （略） <u>長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料</u>  <u>登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画の認定申請手 数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画変更認定申請手 数料</u> <u>変更部分についての 登録住宅性能評価機 関による審査を受け た長期優良住宅建築 等計画の変更認定申 請手数料</u> （略） <u>長期優良住宅建築等 計画の認定を受けた 地位の承継承認申請 手数料</u> （略）	神奈川県手数料条例第 2条
22～32 （略）		22～32 （略）	

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）【県土整備局関係】新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～41の3（略）			1～41の3（略）		
42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1)～(4)（略） (5) <u>一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合</u> 6万8,000円 (6) <u>共同住宅等の維持保全のみを行う場合</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア <u>総戸数が5戸以内の共同住宅等</u> 16万円 イ <u>総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 26万円 ウ <u>総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 51万円 エ <u>総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 91万円 オ <u>総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 160万円 カ <u>総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 290万円 キ <u>総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 410万円 ク <u>総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 500万円	42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1)～(4)（略） (新設)  (新設)
43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機	(1)～(4)（略） (5) <u>一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合</u>	43 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び44の項に該当する場合を除く。）	登録住宅性能評価機	(1)～(4)（略） (新設)

改 正			現 行		
<p>する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</p>	<p>1万2,000円</p> <p>(6) <u>共同住宅等の維持保全のみを行う場合</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>総戸数が5戸以内の共同住宅等</u> 2万3,000円</p> <p>イ <u>総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等</u> 4万円</p> <p>ウ <u>総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等</u> 6万1,000円</p> <p>エ <u>総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</u> 11万円</p> <p>オ <u>総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> 17万円</p> <p>カ <u>総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> 29万円</p> <p>キ <u>総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> 36万円</p> <p>ク <u>総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> 40万円</p>	<p>する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に対する審査（次項に該当する場合を除く。）</p>	<p>関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>(新設)</p>
44 (略)			44 (略)		
45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する	<p>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合</u> 3万4,000円</p> <p>(6) <u>共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合</u> 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額</p> <p>ア <u>総戸数が5戸以内の共同住宅等</u> 8万円</p>	45 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正		現 行	
場合を除く。)		イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 13万円	合を除く。)
		ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万5,000円	
		エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45万5,000円	
		オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 80万円	
		カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 145万円	
		キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 205万円	
		ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 250万円	
46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた	変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料	(1)~(4) (略) (5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 6,000円 (6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 1万1,500円 イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 2万円 ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 3万500円 エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住	46 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(変更部分について同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたも
			(1)~(4) (略) (新設)  (新設)

改正			現行		
ものに限り、44の項に該当する場合を除く。)		<u>宅等</u> <u>5万5,000円</u> <u>オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等</u> <u>8万5,000円</u> <u>カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等</u> <u>14万5,000円</u> <u>キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等</u> <u>18万円</u> <u>ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等</u> <u>20万円</u>	ものに限り、44の項に該当する場合を除く。)		
47 (略)			47 (略)		
48 (略)	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1,700円	48 (略)	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1,700円
48の2～66 (略)			48の2～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

3 神奈川県道路公社定款 新旧対照表

改 正		現 行	
<p>(道路の整備に関する基本計画) 第17条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p>		<p>(道路の整備に関する基本計画) 第17条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。</p>	
路 線 名	管 理 の 区 間	路 線 名	管 理 の 区 間
県道 伊勢原戸塚線	厚木市酒井付近から 横浜市戸塚区品濃町 付近まで	県道 伊勢原戸塚線	厚木市酒井付近から 横浜市戸塚区品濃町 付近まで
県道 横須賀三崎線	横須賀市衣笠町付近 から横須賀市林5丁 目付近まで	県道 横須賀三崎線	横須賀市衣笠町付近 から横須賀市林5丁 目付近まで
		県道 本町山中線	横須賀市汐入町付近 から横須賀市山中町 付近まで
2 (略)		2 (略)	